



住宅安心リフォーム補助金



大切な我が家に安心して住み続けていただくための

鳴門市のリフォーム補助制度です

ほとんどのリフォーム
工事が対象です

最大 **20** 万円
キャンセル待ち (先着順)

外壁塗装

屋根塗装

キッチン
取替え

クロス・床
張り替え

畳入れ替え

浴室・トイレの
改修

※前回補助金を受けた年度の翌年から3年を経過した方は再度補助金を受けられます。

詳細については
裏面をご参照ください



対象となる方

次の条件を全て満たす方が補助対象者となります。

- ▶市内に住民登録を行っている方
 - ▶世帯全員の前年度所得(平成28年1月1日～平成28年12月31日)の合計金額が550万円未満の方
 - ▶補助を受ける工事について他の補助金を受けようとしていない方
 - ▶市税の滞納が無い方
 - ▶現に居住している住宅の所有者、又は住宅の所有者と親子関係にある方
- ※前回補助金を受けた年度の翌年から3年を経過した方は再度補助金を受けられません。



対象となる住宅

- ▶補助対象者が居住している市内の住宅
 - ※マンション等（賃貸は除く）の集合住宅は補助対象者が専有する部分
 - ※併用住宅の場合は補助対象者が居住する部分



対象となる工事

次の条件を全て満たす必要があります。

- ▶補助の対象となる工事費が**20万円(税込)以上**の工事
- ▶市内に本店を有する施工業者、又は市内に住宅を有する個人の施工業者が行う工事
- ▶平成31年3月15日までに完了する工事
- ▶補助金の交付決定後に着手する工事



補助金の額

- ▶補助対象工事費(税込)の**20%**で**20万円を上限**とします。



対象とならない工事

- ▶新築、改築及び増築工事
 - ▶門扉、塀及び造園工事等の外構工事
 - ▶家電製品、家具、カーテンなどの備品購入費など
- ※対象とならない工事が他にもありますので、詳しくはまちづくり課でご確認下さい。



補助金交付申請について

- ▶補助金交付申請書に必要書類を添えて、まちづくり課までご提出ください。補助金交付申請書を審査し、後日、交付決定通知を郵送しますので、通知を受け取った後工事に着手してください。

お問い合わせ

鳴門市経済建設部まちづくり課 建築担当

〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170

TEL 088-684-1164